

運用基準

市町村は、都市計画法第16条に基づき、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があります。

本市では、住民等の意見を都市計画の案に反映させることを目的として、意見陳述の機会を保障するため2つの制度を運用しており、その運用基準を下記のとおり定めています。

(1)運用制度

i)パブリックコメント

事前に都市計画の案を公表し、意見提出期間を設けて広く住民等から意見を書面で募集

ii)公聴会

事前に都市計画の案を公表し、公の意見陳述の場を設けて住民等から公述人を募集の上意見を直接聴取

(2)実施基準

パブリックコメント	公聴会
◎新たな要素を含む都市計画の決定や変更をしようとする場合	◎既に決定している都市計画の根幹に関わらない小規模な変更をしようとする場合 ※都市計画の変更が小規模であるかどうかを判断する際は、都市計画法施行令第14条及び同法施行規則第13条に定める事項を参考にします。

(参考)具体的な運用事例

パブリックコメント	公聴会
・都市計画道路の新設や見直しの検討 ・土地の利用方法や建物の形態(高さや容積率など)への制限の検討 (用途地域、高度地区、防火地域又は準防火地域など、地域地区の決定や変更) ・地区のまちづくりに関するルール of 検討 (地区計画の決定や変更) ・「箕面市都市計画マスタープラン」など、市の都市計画に関する基本的な方針の決定や変更	・名称の変更 ・地域地区の区域の境界とされている道路、公園等の位置の小規模な変更 ・地域地区の区域の境界の整正をするために行う区域又は面積の小規模な変更 ・地区計画区域の境界の整正をするために行う区域又は面積の小規模な変更 ・地区計画の地区の区分の境界を整正するために行う面積の小規模な変更 ・整備の目的や効果に影響を与えない地区施設の位置等の小規模な変更 ・都市施設の構造に影響を与えない形状の変更による位置や区域の小規模な変更